

<資料 いじめ防止方針>

滑川市立早月中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

<基本理念>

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

<いじめの禁止>

生徒は、いじめを行ってはならない。

<学校及び職員の責務>

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 学校におけるいじめの防止基本施策

- (ア) 学校の重点目標の一つに「時を守り 場を清め 礼を正す」を掲げ、生徒が主体的に考え、集団の一員として活動ができるよう自主管理規則、清掃およびボランティア活動、あいさつ運動等の充実を図る。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発・必要な措置として、「いのちの講演会」や「情操を豊かにする劇・コンサート」等を実施する。
- (オ) 「学び合う生徒、学び合う教師」を教育スローガンとし、すべての学習活動においてグループ学習やペア学習を多く取り入れることで「互いの人権」を認めあい、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに取り組める活動となるように組織的に取り組む。

(2) いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生徒対象 いじめ・悩みアンケート調査 (5月、7月 9月 11月、1月、3月)
- ②保護者対象いじめアンケート調査 (必要に応じて)
- ③教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回 (6月・11月)

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行えるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上 いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(エ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

<いじめ・不登校対策委員会の定期会参加者>

校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、進路指導主事、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

<開催>

週1回を学年の定例会とし、生徒指導主事に報告。月に一度委員会を開催。

<活動>

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響やいじめの心理など、生徒の理解を深めること。
- ⑤ いじめ事案発生時は緊急に開催する。

(2) いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図り、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

4 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う

- ① 重大事態が発生した旨を、滑川市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

いじめ早期発見のためのチェックリスト【教職員観察用】

〈 生徒を観るポイント 〉

観察場面	観察チェックポイント	チェック 名前
(1)登校から朝の会	1 遅刻・欠席・早退などが増えた。 2 朝の健康観察の返事に元気がない。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2)教科等の時間	3 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。 4 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。 5 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。 6 グループにするときに、机を離されたり避けられたりする。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(3)休み時間	7 休み時間に一人で過ごすことが増えた。 8 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。 9 遊び仲間が変わった。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(4)昼食時間清掃時間	10 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。 11 重い物や汚れたものを持たされることが多い。 12 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(5)帰りの会から下校	13 責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。 14 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしなない。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(6)部活動やクラブ	15 練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。 16 急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言い出す。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(7)学校生活全般	17 グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。 18 本意でない係や委員にむりやり選出される。 19 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。 20 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。 21 持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※ 各教員がチェックしたものを、学年で比較・総合する観点で見直すことが必要。